

会員ニュース

2021. 4 (新-121号)
日本電気管理技術者協会
事務局編集

コロナコロナの一年でした。会員から感染者が出ましたが重症化すること無く、お仕事に復帰されて一安心です。感染経路不明とのことですので、皆様も手洗い・ウガイ・マスク、三密回避でコロナ禍を乗り切って参りましょう！

前期も大変お世話になりました。今期も皆様のお役に立てましたら幸いです。

山のような申請書類をヒーヒー言いながら電子申請していたらウッカリしていた事務局より「会員ニュース（121号）」をお届け申し上げます。



(2021年5月1日、横浜スタジアム ヤクルト戦 宣言前にチケットを取ってしまったので恐々観戦)

1. 4月6日、関東東北産業保安監督部のHPに「電気事故速報値が更新されました」が掲載されました。

更新されたのは、令和3年3月31日時点での速報値となっています。

2月の死亡事故は主任技術者が、通電中にPCBの銘板を調べようとしたことによる感電死亡事故だそうです。必ず停電してから行って下さい。

詳細は、資料「電気事故速報値(、'21年3月末日)」をご参照ください。

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikohokoku/data/statistics0303.pdf>

2. 4月1日、同HPに「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令等について」が掲載されました。

小出力発電設備も事故報告の義務が発生する、PCB含有電気工作物の廃止・適正な管理に関する内規等、省令改正、告示改正、内規制定・改正が行われました。

詳細は、経産省HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210331.html

どの資料も27P以上あるので電気事故報告の内規を資料としました。

詳細は、資料「電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）」をご参照ください。
資料をご希望の方は事務局までご連絡下さい。

3. 4月2日、同のHPに「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令を制定しました。」が掲載されました。

主に支持物（架台）に」に関する技術基準が制定されました。

詳細は、資料「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/04/20210401-02.html

4. 4月2日、同HPに「一需要場所・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」の電気事業法上の取扱い（電気保安）についてが掲載されました。

一事業場に複数引き込みが出来るようになりました。その条件として「一の需要場所」内において、「特例需要場所」を設け、当該需要場所を「一の需要場所」とみなすことで複数引込みを行うことができます。「特例需要場所」の要件を満たす設備を新たに設置する場合は、必ず小売電気事業者にお問い合わせください。小売電気事業者については、一般送配電事業者にお問い合わせください。とのことです。

詳細は、資料「「一需要場所・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」の電気事業法上の取扱い（電気保安）について」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/04/20210401-03.html

5. 4月2日、同HPに「電気事業法施行規則等の一部改正について」が掲載されました。

太陽光発電の外部委託が2000 kWから5000 kWまでに拡充されました。

詳細は、資料「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/04/20210401.html

「協会役員改選の告示」

会員の皆様へ、協会役員への立候補をお願いいたします。

協会「定款」により、現役員は全員人気の終了を迎えております。

今期(第9期)と来期(第10期)の2期・2年間の任期で役員候補者を募ります。

役員へ立候補を希望される方は、5月18日までに事務局へご連絡下さい。

(なお、協会「定款」により立候補者は協会正会員の方となります。)

現役員

会長 左迫間 信彦

副会長 岡本 裕明

理事 杉崎 廣

監査 野口 隆一

事務局(顧問) 倉永 秀明

現在、役員会はオンラインにて行っております。ご遠方の方でもご参加いただけます。

定期総会は今年も文書での開催となりました。

なお、総会文書は5月19日に発送の予定です。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和3年3月31日時点

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	17 (17)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
停電波及		9	9	5	9	12	4	7	4	1	5	5	5	75
主要電気工作物破損等		6	7	4	7	9	10	1	2	5	7	3	2	63
発電支障		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
件数		16	16	9	19	21	16	10	8	6	14	8	11	154

※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(令和元年5月及び令和2年7月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

(令和2年8月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故、及び「主要電気工作物破損等」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、

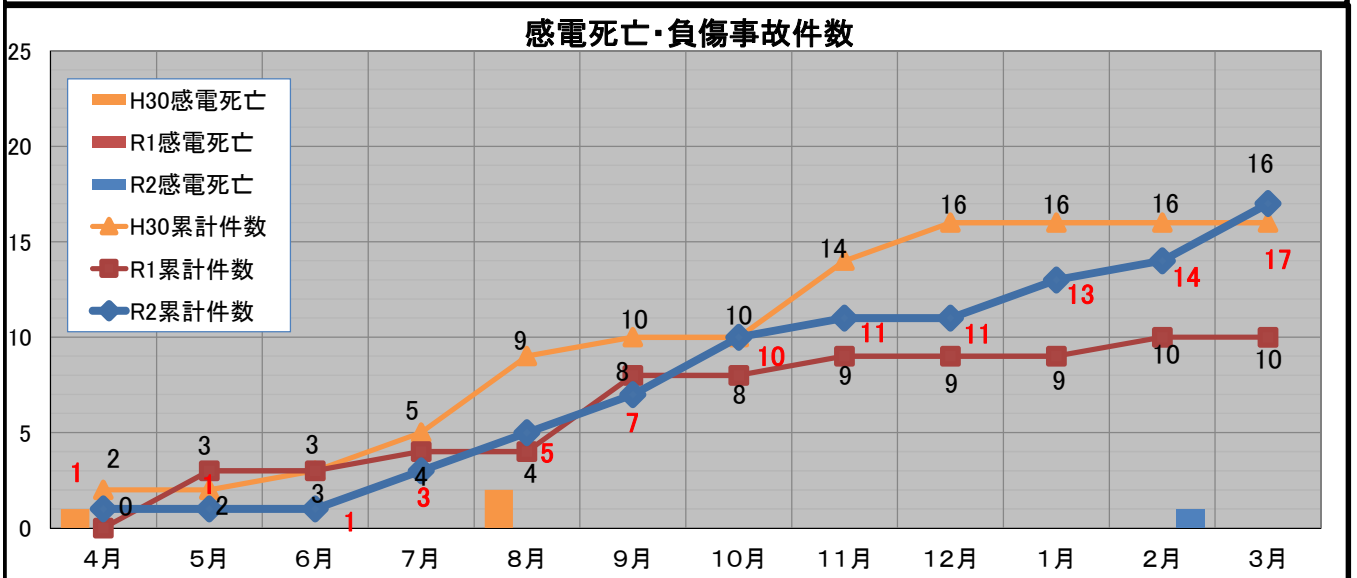
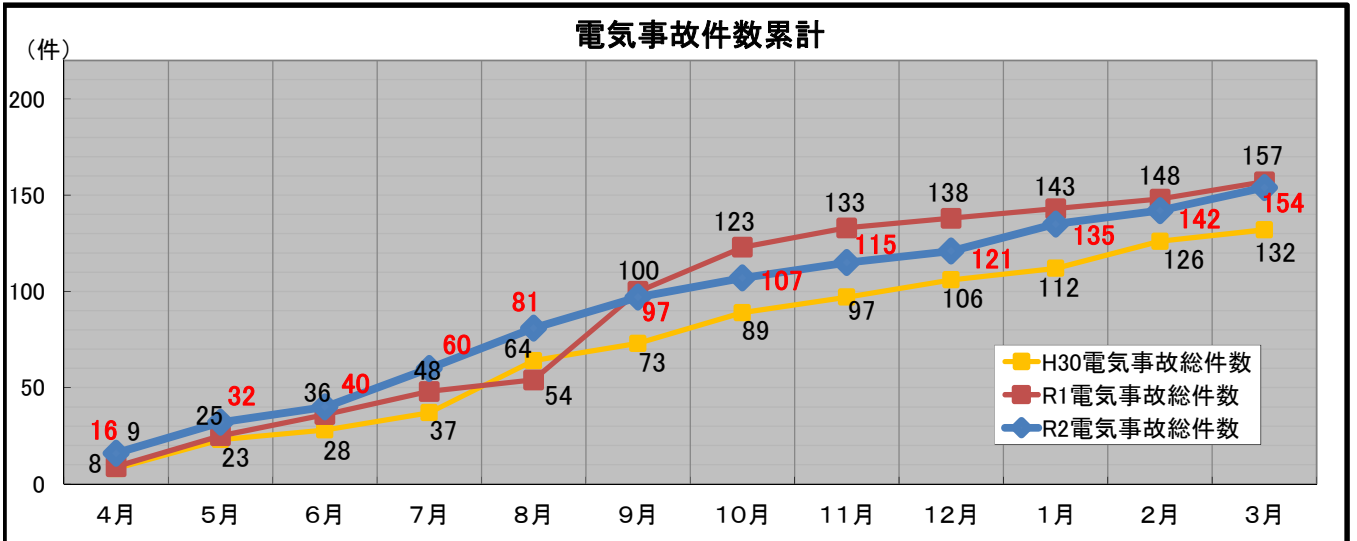
事故件数合計としてはそれぞれ1件とカウントしています。)

(令和2年10月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

(令和3年2月に「主要電気工作物破損等」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。 ※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



経済産業省

20210319保局第1号
令和3年3月31日

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）第3条は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第106条の規定に基づき、事業用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損、供給支障、ダムによって貯留された流水の異常放流、その他社会的影響の大きい事故が発生したとき、その施設を管理する電気事業者（法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下同じ。）又は法第38条第3項に規定する自家用電気工作物を設置する者（以下「自家用電気工作物設置者」という。）に対し、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。

また、規則第3条の2は、法第106条の規定に基づき、一般用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損が発生したとき、当該一般用電気工作物の所有者又は占有者に対し、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長への電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。

本規程は、規則第3条及び第3条の2に基づく報告が適切になされるよう、報告の目的、範囲、方法等について詳細に定めたものであり、電気事業者、自家用電気工作物設置者又は一般用電気工作物の所有者若しくは占有者は、本規程に基づいて報告を行うこととする。

目次

1. 電気事故報告の目的
2. 規則第3条及び第3条の2の運用に当たっての留意点
3. 報告基準の各号について附則

○経済産業省令第二十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

（適用範囲）

第一条 この省令は、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物について適用する。

2 前項の電気工作物とは、一般用電気工作物及び事業用電気工作物をいう。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）において使用する用語の例による。

（人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれのある施設等の防止）

第三条 太陽電池発電所を設置するに当たっては、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが

ないように施設しなければならない。

2 発電用太陽電池設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。

(支持物の構造等)

第四条 太陽電池モジュールを支持する工作物（以下「支持物」という。）は、次の各号により施設しなければならない。

一 自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重に対し安定であること。

二 前号に規定する荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。

三 支持物を構成する各部材は、前号に規定する許容応力度を満たす設計に必要な安定した品質を持つ材料であるとともに、腐食、腐朽その他の劣化を生じにくい材料又は防食等の劣化防止のための措置を講じた材料であること。

四 太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎又はアンカー部

分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。

五 支持物の基礎部分は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 土地又は水面に施設される支持物の基礎部分は、上部構造から伝わる荷重に対して、上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び水平方向への移動を生じないものであること。

ロ 土地に自立して施設される支持物の基礎部分は、杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。

六 土地に自立して施設されるものうち設置面からの太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及び支持物の総体をいう。）の最高の高さが九メートルを超える場合には、構造強度等に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。

（土砂の流出及び崩壊の防止）

第五条 支持物を土地に自立して施設する場合には、施設による土砂流出又は地盤の崩壊を防止する措置を講じなければならない。

（公害等の防止）

第六条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第十九条第十三項の

規定は、太陽電池発電所に設置する発電用太陽電池設備について準用する。

2 発電用太陽電池設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所に設置する発電用太陽電池設備」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。

附 則

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による。

「一需要場所・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」

の電気事業法上の取扱い（電気保安）について

令和3年4月
経済産業省産業保安グループ
電力安全課

1. 背景

令和3年4月の電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第51号）（以下「規則」という。）の一部改正により、附則第17条が廃止されるとともに、規則第3条を改正し、1の需要場所（以下「原需要場所という。」）において、規則第3条第3項第1号から第4号までの条件を満たす設備が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下「特例需要場所」という。）を1つの需要場所とみなすこととなった。これにより、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置に伴う設備である場合にあっては、「1需要場所・複数引込み」（参照図1）が可能となった。

特例需要場所への該当を判断するに当たっては、規則第3条第3項第2号において、「保安上の支障がないことが確保されていること」が要件の一つとなっていることから、これらの保安上の取扱いについて整理する（※1）。

加えて、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置に伴う設備にあっては、構外にわたる電線路により、一方の需要場所で受電した電力を、他方の需要場所へ融通する、「複数需要場所・1引込み」（参照図2）が一般送配電事業者との調整に応じて可能となったところ、「1需要場所・複数引込み」と同様に、これらの保安上の取扱いについても併せて整理する（※1）。

なお、「いわゆる屋根貸しによる太陽電池発電設備の取扱い及び電気主任技術者制度の運用について（平成24年6月29日原子力安全・保安院電力安全課）」及び「いわゆる屋根貸しにおいて設置された太陽電池発電設備の電気事業法上の取扱い（電気保安）について（平成28年4月経済産業省商務流通保安グループ電力安全課）」については廃止する。ただし、令和3年3月31日の時点で旧電気事業法施行規則附則第17条に基づいて現に設置され、又は設置のための工事に着手された電気工作物については、なお従前の例によることとする。

1. 改正の経緯

(1) 主任技術者制度や外部委託承認制度に係る改正について

近年、電気保安に係る人材は減少傾向にあり、将来的に人材不足が懸念されている。産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会等における電気保安人材に係る議論を踏まえて、電気事業法における主任技術者制度の選任要件や、外部委託承認制度における要件の拡充、遠隔による点検等について、改正を行うものである。

(2) ICT 機器を用いたオンライン安全管理審査の実施について

電気事業法において、安全管理審査（使用前安全管理審査及び定期安全管理審査）は、電気工作物の設置者の法定事業者検査の体制について（国又は）登録安全管理審査機関が審査し、その審査結果に基づき国が設置者の法定事業者検査体制を評定し、設置者に評定結果を通知するものである。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、設置者の法定事業者検査実施場所又は当該検査記録の保管場所で行うこととされている安全管理審査について、対面形式の審査に加えて ICT 機器を用いたオンライン審査を可能とする改正を行うものである。

2. 省令案の概要

(1) 外部委託承認制度に係る改正

第 52 条第 2 項で定める外部委託承認制度における太陽電池発電所の出力の上限を、2,000kW から 5,000kW に拡充する。

(2) オンラインによる安全管理審査の導入

登録安全管理審査機関による実地審査の方法を定める第 110 条第 2 号に、従前の対面形式に加え、新たに ICT 機器を用いたオンライン実地審査を規定する。

3. 告示案の概要

第 52 条第 2 項で定める外部委託承認制度における太陽電池発電所の出力の範囲を 2,000kW から 5,000kW に拡充することに伴い、換算係数を規定する。加えて、当該需要設備と異なる場所から適確に点検を実施できるように措置した需要設備の点検頻度を規定する。

4. 使用前・定期安全管理審査実施要項（内規）案の概要

施行規則の改正に準じたオンラインによる安全管理審査に係る実施方法及び登録安全管理審査機関がオンラインで実施した審査に係る年度毎の実績報告等を規定する。

5. 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）案の概要

電気主任技術者の需要設備への選任について、常時勤務する事業場と異なる事業場への選任の要件等を規定する。加えて、外部選任における法第 43 条第 2 項の許可と施行規則第 52 条第 4 項ただし書きの承認について規定する。また、太陽電池発電所における施行規則第 52 条第 4 項ただし書きの承認について、2,000kW から 5,000kW に拡充する旨を規定する。

加えて、第 52 条第 2 項で定める外部委託承認制度について、需要設備及び太陽電池発電所の遠隔による点検の方法等を規定する。

その他、形式的修正等を行う。

6. 使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン案の概要

オンラインによる安全管理審査に当たって留意すべき事項や受審される事業者に求める技術的要件を「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン」として策定するもの。審査の実施に必要な通信環境や ICT 機器等の仕様、審査機関と受審者間で必要な合意事項を明確化する。